特別史跡斎尾廃寺跡出土遺物実測等業務委託仕様書

１　業務名称

特別史跡斎尾廃寺跡出土遺物実測等業務

２　業務の場所

受託者の事業所

３　履行期間

契約日から令和９年２月２６日まで

４　業務内容

出土遺物（瓦）の実測図・拓本・デジタル写真撮影

５　業務の数量

【実測図・拓本・デジタル写真撮影】

・軒丸瓦

断面（丸瓦部があるものは見通しも）実測・瓦当拓本　３３点

、瓦当面・裏面写真撮影　４７点

・軒平瓦

断面（平瓦部があるものは横断面も）実測、瓦当拓本　１１点

瓦当面・裏面写真撮影　１９点（平瓦接合の場合は接合部断面、凸面凹面写真撮影）

・丸瓦　６点

縦横断面実測、凸面凹面拓本、凸面凹面写真撮影

・平瓦　１８点

縦横断面実測、凸面凹面拓本、凸面凹面写真撮影

・道具瓦　５点

縦横断面実測、表裏面拓本、表裏面写真撮影

６　成果品

・遺物実測図（１mm方眼の入った用紙に掲載した図を各一部）

・遺物拓本

・遺物写真（JPEG・RAW 形式の画像データ）

７ 作業の仕様

（１）遺物実測

①実測を行う遺物の取扱いには十分注意して、作業を行うこと。

②図の作成は、文化庁文化財部記念物課監修『発掘調査のてびき－各種遺跡調査編－』（平成２５年）に準拠して行い、埋蔵文化財の記録として正確を期すこと。
③実測図は鉛筆による手書きとする。
④実測図は観察によって読み取れる成形、調整等にかかる情報を注記ほか線描で表現すること。
⑤実測の縮尺は１／１（原寸）を基本とする。
⑥実測の用紙には、１ｍｍ方眼の入った長期保存に耐え得る紙を使用し、１つの遺物の実測図は原則として１枚の用紙に収める。用紙サイズはＡ３判を基本とするが、大型の場合はこの限りではない。

（２）遺物拓本
①湿拓による。

（３）デジタル写真撮影
①軒丸瓦は瓦当面・裏面、軒平瓦は瓦当面・裏面（ただし平瓦接合の場合は凸面凹面写真撮影）、丸瓦は凸面凹面、平瓦凸面凹面を各１カット撮影する。
②写真は、画像サイズ 3,000pixel×4,000pixel（1,200 万画素）以上で撮影し、JPEG・RAW データ形式とする。

８ 校正
・遺物実測図・拓本の校正は３回以内とする。

９ その他
・資料の搬出入及び成果品の納品場所は、琴浦町教育委員会事務局社会教育課（鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万２６６番地５）とする。
・運送・梱包に係る費用は受注者の負担とする。
・受注者は契約締結後、速やかに資料の運送方法や作業計画について打合せを行い、発注者へ作業計画書を提出し、その承認を受けること（写真撮影のみの資料２２点については、可能な限り速やかに返却すること。
・遺物の実測については有識者の調査指導（３回程度）を予定しているため、協力、対応すること。
・成果品は、発注者が修正・加工して使用できる。
・受注者が成果品の使用を希望する場合は、事前に発注者の許可を得ること。
・本仕様に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受注者の両者で協議の上決定する。